

弁護士倫理・ここが問題

第13回 複数当事者受任後の対立の顕在化における 一部当事者のみの辞任の是非

弁護士倫理特別委員会副委員長 伊達 弘彦 (38期)

1 問題提起

複数当事者受任後の利害対立の顕在化の場合、弁護士職務基本規程（以下「規程」という）42条には「…利害の対立が生じたときは…適切な措置をとらなければならない」と規定されている。ところが、「解説弁護士職務基本規程」（以下「解説」という）では、「同意が得られない限り、一部依頼者から辞任をし、一部依頼者の代理人を続けるということは弁護士法25条、職務基本規程27条、28条に違背するところとなり許されない」と説明されている。従って、解説によれば、同意が得られない限り、全部の依頼者から辞任をしなければならないこととなる。

2 解説に対する疑問

しかし、遺産分割事件などの場合、複数の相続人から受任することはよくある事例である。その場合に、解説の説明と異なり、規程27条1号、2号にあたる場合でない限り、複数当事者の利害対立が顕在化した場合において、事案によっては、一部の依頼者のみ辞任し、一部の依頼者の代理人を続けることは、実務上、否定はされていなかったのではないだろうか。

3 事例による検討

例えば相続人Cが占有している被相続人Xの唯一の遺産である不動産の遺産分割事件について、不動産の取得を希望する相続人Aと金銭の取得を希望する相続人Bから受任し、ABと感情的対立のあるCを相手とする調停を行ってきたところ、不動産の評価で対立が生じたので、Aについてのみ辞任し、Bの代理人として、以後活動することはできないのであろうか。解説では、「同意が得られない限り…法25条、規程27条、28条に違背」とあり、複数当事者の対立が顕在化した場合は、規程違反となり、辞任以外の選択肢はないものとするようである。

4 規程違反の検討

しかし、規程27条1号、2号にあたるのであれば、同意があっても、そもそも受任ができないはずであり、受任後に規程27条1号、2号にあたる状況となった場合には、同意があっても、辞任するほかない。

そこで、出発点に戻り、利益相反の場合の事件とは何かについて考えてみる。事例では、複数の相続人から受任した時点での事件は、AB対Cの事件であった。AB対Cの事件となった遺産分割事件では、ABはいわば一体であり、Aの代理人であり、Bの代理人であるということは並び立ちうる関係にある。仮に宝石一個が唯一の遺産であり、ABCがいずれも単独取得を主張しているような場合は、当初から規程27条1号にあたる事件であり、AB間では、A対Bの事件であるから、AB双方から受任することはそもそもできない。事例のような、AB対Cの事件である遺産分割事件では、規程27条1号の場合にはなりえないというべきである。

5 事例に対する考え方

本事例のような場合は、利益相反の類型としては「依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する」規程28条3号の場合と考えるべきである。従って、受任の際、AB双方からABの代理人になることにつき、黙示ないし明示の同意が得られている事件である。AB双方が依頼しているのであるから、少なくとも黙示の同意はあるというべきである。そうであれば、Aについては辞任し、Bの代理人として活動することは規程の解釈においても、許容される余地があるというべきである。

「一律に辞任しなければならない」という規程とせず、規程42条で「事案に応じた適切な措置をとらなければならない」と規定されているのは、一律辞任は実務の慣行に反することを理解し、実務の感覚を受け入れたからである。

なお、遺産分割事件と類型は異なるが、例えば集団訴訟の場合などでは、対立が顕在化しても、全部辞任は困難というべきである。